

東電原発被害・風評被害

なんでも電話相談

弁護士が無料で相談に応じます

相談電話

(022) 261-4444
261-5555

相談日時

5月24日(土) 午前10時～午後8時

3年過ぎても収まらない風評被害

福島第一原発事故から3年が過ぎました。しかし、宮城県においても原発事故の風評被害は一向に収まらず、農林業・酪農・畜産、漁業・水産加工などの損害は甚大なままです。福島第一原発の汚染水は今も垂れ流され続けており、今後一層の被害拡大も予想されます。

一方、東京電力は、被害を放置し原発事故の幕引きに入っています。このままでは多くの被害者が諦めムードになり、泣き寝入りすることになりかねません。被害者が声を上げない限り、被害は放置されたままです。

幸い昨年末『時効延長法』が成立し、請求権の時効が3年から10年に延長されました。そこで、宮城原発被害弁護団では、原発事故にかかわる電話相談を行うことになりました。相談内容は、風評被害に限りません。放射能による財物損害、避難を余儀なくされた損害、福島第一原発周辺の業者と取引があった宮城の業者の損害等、原発被害であれば何でも応じます。ぜひ多くの被害者の方がご相談されることを呼びかけます。

原発賠償みやぎ相談センター・宮城原発被害弁護団

仙台市青葉区大町2-5-10 御譜代ビル305号 ☎ 022-399-6907